○国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年3月31日

規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年国東市条例第78号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

- 第2条 条例第3条の規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書(様式 第1号)とする。
- 2 条例第3条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、その他の団体にあっては規約又はこれに相当するもの
 - (2) 申請する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
 - (3) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定の通知及び告示)

第3条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、当該指定管理者に公の施設の指定管理者指定通知書(様式第2号)により通知するとともにその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第4条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業計画の変更)

第5条 指定管理者は、公の施設の管理に係る事業計画を変更しようとする場合は、 あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(審議会)

- 第6条 条例第4条第2項に規定する審議会は、国東市指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)と称し、市長が必要と認めるときに設置する。
- 2 審議会は、公の施設の指定管理者選定に関し必要な意見を提言するものとする。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって構成し、委員は、公の施設について専門的知識 を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の報酬及び旅費の額は、国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例(平成18年国東市条例第53号)で定める。
- 5 審議会は、当該公の施設の管理担当課が運営する。

(事業報告書)

- 第7条 条例第6条に規定する事業報告書の作成及び提出は、公の施設の指定管理業務事業報告書(様式第3号)のとおりとし、毎年度事業の終了後又は指定を取り消された日後60日以内に提出するものとする。
- 2 条例第6条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
 - (2) 第5条に規定する承認を受けた場合を除き、事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(変更事項の届出等)
- 第8条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定管理者変更事項届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(平20規則19・追加)

(指定取消し等の通知及び告示)

第9条 市長は、条例第8条に規定する取消し又は業務停止を命じるときは、指定管理者指定取消(業務停止)命令書(様式第5号)をもって当該指定管理者に通知するとともにその旨を告示するものとする。

(平20規則19・旧第8条繰下・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平20規則19・旧第9条繰下)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町公の施設の指定管理者の指定 の手続等に関する条例施行規則(平成17年国見町規則第5号)、国東町公の施設の指 定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年国東町規則第8号)、武蔵 町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年武蔵町 規則第9号)又は安岐町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規 則(平成17年安岐町規則第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それ ぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月21日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

国東市長 様

所在地 申請者 法人又は団体名 代表者氏名 (1) 連絡先

国東市の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、国東市公の施設の指定管理者の 指定の手続等に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 添付書類
- (1) 公の施設の管理に関する事業計画書
- (2) 定款及び登記事項証明書又は規約若しくはこれに相当するもの
- (3) 本事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報 告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第2号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定通知書

第 号 年 月 日

法人又は団体の所在地

法人又は団体名

法人又は団体の代表者氏名

国東市長 印

年 月 日付けで申請のあった、公の施設の指定管理者を次のとおり決定したので、 国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条の規定により、通 知します。

- 1 指定する公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 指定の期間
- 4 指定の条件
- (1) 事業計画書の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 管理を継続することができなくなったときは、速やかに市長に申し出ること。
- (3) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき、若しくは管理を継続することができないと求められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

様式第3号(第7条関係)

公の施設の指定管理業務事業報告書

年 月 日

国東市長 様

指定管理者 所在地 名称 代表者氏名

国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、次のとお り指定管理業務報告書を提出します。

- 1 事業年度
- 2 指定管理の期間
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入状況
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
- 7 事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
- 8 その他市長が必要と認めた事項

様式第4号(第8条関係)

指定管理者変更事項届出書

年 月 日

国東市長 様

主たる事務所 の所在地

届出者

印

名 称 代表者氏名

名称

下記のとおり 主たる事務所の所在地 を変更したので、国東市公の施設の指定管理者 代表者

の指定の手続等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により届け出ます。

82

公の施設の名称					
変更の内容	事		項	変更前	変更後
	名		称		
	主たる事務所の所在地				
	代	表	者		
変更年月日					

- 注1 法人の登記事項証明書等変更を証する書類を添付してください。
 - 2 不要の文字は、消してください。
 - 3 変更事項以外の記載欄には、斜線を付してください。

様式第5号(第9条関係)

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

第 号 年 月 日

指定管理者 所在地 名称 代表者氏名

> 国東市長 印

国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条第1項の規定により、次 のとおり指定の取消し(管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止)を命ずる。

- 1 公の施設の名称
- 2 処分の内容 指定の取消し・管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止
- 3 処分の命令日

年 月 日

4 管理業務の停止の場合の期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 5 管理業務の一部停止の場合の業務範囲
- 6 処分の理由

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

(平20規則19・追加)

様式第5号(第9条関係)

(平20規則19・旧様式第4号繰下・一部改正)